

6．高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

<目標>

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっている。65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75歳以上の後期高齢者人口の約3分の2は女性である。

高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置づけるのではなく、年齢や性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、他の世代とともに、自立し誇りを持って社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要がある。また、高齢者が要介護状態になることを防止する予防的措置もこの見地から重要である。

一方、介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながる。

このため、高齢期の男女や障害のある男女の社会参画の機会の拡大や高齢者を社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢者の経済的自立や安全・安心を確保し、あわせて年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。

6 . 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

施策の基本的方向

(1) 高齢者の社会参画に対する支援

高齢者の男女が共にその意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。

特に高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができる社会を実現するための施策を推進する。

(2) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

現在、我が国は世界最高水準の高齢化率となっている。要介護高齢者等の数は、今後も増加が予測される。

このため、こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を着実に実施していく必要がある。また、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるよう支援し、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

具体的施策	担当府省
<p>高齢者の社会参加活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる団塊の世代が定年を迎えることを踏まえ、高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する。このため、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを図る。 ・高齢者の学習活動を通じた社会参加を促進するための方策についての調査研究等を推進する。また、世代間の理解を促進するための各種の交流事業等を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動への支援を行う。 ・老人クラブの会長への女性の登用の促進など、高齢者が関わる方針決定過程への女性の参画を進める。 <p>定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急速な高齢化や年金の支給開始年齢の引き上げに的確に対応するため、年金支給開始年齢までの雇用確保措置の導入が事業主に義務づけられたこと等を踏まえ、事業主に対し、助言及び指導を行い、65歳までの雇用機会の確保を図る。 ・地域に密着した臨時的・短期的又はその他の軽易な業務に係る就業機会を提供するシルバー人材センター事業を推進し、高齢者社会参加の促進を図る。 <p>学習機会の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の学習要求にこたえ、高齢者に生きがいのある充実した生活を実現するため、高齢者を対象とした学習機会の提供を図る。特に、高齢者等の職業的な知識や技術の向上に資するため能力開発に関する学習機会についての情報の提供に努める。 <p>高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの全国展開等、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の支援を促進する。 <p>広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参加を促進するための広報・啓発を行う。 	<p>内閣府、文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>ア 介護保険制度の着実な実施</p> <p>介護保険制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたる国民生活の安心を支え続ける制度の確立を内容とする、改正介護保険法の着実な実施を図るとともに、介護保険制度の基本理念である自立支援をより徹底する観点から創設した新たな予防給付の実施を着実にやっていく。 	<p>厚生労働省</p>
<p>イ 高齢者保健福祉施策の推進</p> <p>介護サービス基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスの質の確保のため、人材研修を推進するとともに、寝かせきりの防止、リハビリテーションの充実など施設における処遇の改善を図る。 <p>介護予防・生活支援のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・生活支援施策の充実を図るため、地域支援事業として要支援・要介護状態になる前から介護予防に資する事業（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・閉じこもり予防等）を実施するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業、家族介護支援事業等を行うことにより、介護負担の軽減及び高齢者の自立支援を推進する。 ・男性でも女性でも介護休業を取得しやすい環境の整備を図る。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>

(3) 高齢期の所得保障

我が国の平均寿命は世界最高水準に到達しており、高齢者が安心して生活を送ることができるよう、男女共同参画社会を実現することにより、若年期から老後に備える自助努力を支援するとともに、公的年金制度を始めとする各種の制度の維持安定に努める。その際、高齢期における人口及び所得・資産状況の男女差の実態を踏まえ、各種制度・施策の検討に当たって配慮する。

(4) 障害者の自立した生活の支援

障害のある人もない人も共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある男女それぞれへの配慮を重視する。

(5) 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

社会のあらゆる分野で女性と男性が安全・安心な状況の中で自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていく観点から、社会基盤の整備に当たってこれまでとすれば障害のない成人男性を前提としがちであった施策の立案・実施等に関し、日常的に利用する女性や高齢者、障害者等のニーズが十分に反映されるよう努める。

<p>利用者保護と信頼できる介護サービスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護保険サービスを適切かつ円滑に選択し、利用できるよう、事業者等に対し、必要な情報の公表を義務付ける仕組みを導入する。 ・介護サービスの質を確保するため、事業者指定の欠格事由及び取消要件の追加、更新制（6年毎）の導入、勧告・命令等の追加など、事業者等に対する規制を見直す。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>ウ 介護に係る人材の確保</p> <p>高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員及び介護福祉士等の人材を養成・確保するため、養成施設の整備、資質向上のための研修体制の確保、職場環境の整備など総合的な人材確保施策を推進する。 ・介護ニーズの多様化・高度化に対応した、訪問介護員等の介護労働者育成に係る公共職業能力開発施設等における職業訓練を推進するとともに、福祉重点八口ワークを中核として介護マンパワーの就職を重点的に促進する。 <p>介護分野における良好な雇用機会の創出の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分野の良好な雇用機会の創出と労働力確保を図るため、雇用管理改善を支援する。 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>公的年金制度の安定的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格的な少子・高齢社会の到来を踏まえ、今後とも信頼できる年金制度の維持に向けて安定的な運営を行う。 	<p>厚生労働省</p>
<p>自助努力による資産形成等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期における人口及び所得・資産状況の男女差の実態を踏まえ、各種制度・施策の検討に当たって配慮するとともに、ゆとりある老後生活に資するため、介護貯金、財形年金定額貯金などの各種金融・保険サービス等の充実を通じて生活の安定のための自助努力を支援する。 ・平成12年に導入された、財産管理・身上監護のためのシステムである成年後見制度を一層活用することを通じて、高齢期における資産の有効活用を図る。 	<p>内閣府、総務省、厚生労働省</p> <p>法務省</p>
<p>総合的な障害者施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法に基づく障害者基本計画に従い、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、障害のある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を計画的に推進する。 	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バリアフリー化推進要綱」（平成16年6月）に基づき、高齢者、障害者を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化のための施策を強力に推進する。 ・高齢者及び障害者の自立を支援し、介護者にも使いやすい医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、高齢者及び障害者が情報を得やすい情報通信関連機器・サービス等の開発・提供を推進する。 ・住宅及び公園の整備を含む高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり、まちづくり、交通機関、道路交通環境など高齢者及び障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。 	<p>内閣府</p> <p>総務省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>警察庁、国土交通省</p>



<p>・交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。</p>	<p>国土交通省</p>
--	--------------